

令和2年度

南部町一般廃棄物処理計画書



南部町

NANBU TOWN

目	次
1. 一般廃棄物処理の基本方針	1～2 ページ
2. 計画処理区域	2 ページ
3. 一般廃棄物の排出の状況	3～4 ページ
4. 一般廃棄物処理の処理主体	5 ページ
5. 一般廃棄物処理計画	
(1) 収集運搬計画	6～9 ページ
①収集運搬する廃棄物の量	
②収集区域の範囲	
③収集運搬される搬入先の内訳量	
④収集回数	
⑤収集の方法	
(2) 収集しない廃棄物	9 ページ
(3) 中間処理計画	9～12 ページ
①中間処理施設の概要	
②処理される廃棄物の搬入者別の内訳量	
③施設の運転管理計画	
6. 廃棄物の減量化及びリサイクル計画	
(1) ごみ減量化の基本方針	13 ページ
①循環型社会実現への取り組み	
②ごみの排出抑制への取り組み	
③リサイクルの推進	
④適正処理の推進	
(2) 排出抑制・再利用・再生利用計画	13～14 ページ
①住民・事務所への啓発	
②環境教育の充実	
③生ごみ対策	
④小売店における対策	
⑤事業所における紙ごみ対策	
⑥事業所における紙おむつ対策	
⑦分別収集の徹底	
7. 一般廃棄物収集処理業務実施計画	15 ページ
8. 生活排水処理実施計画	16 ページ
その他(令和2年度一般廃棄物収集日程表)	17 ページ

1. 一般廃棄物処理の基本方針

わが国は、戦後、高い経済成長と物質的な豊かさを実現したものの、その一方で、大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済・ライフスタイルの変化により、深刻なごみ問題、環境問題が発生しました。今、私たちは、地球環境の保全、資源の保護の観点から事業活動やライフスタイルを見直し、地球環境に排出・蓄積する廃棄物をできるだけ少なくするために、ごみの減量化を推進するのはもちろんのこと、リサイクル等資源の循環を基調とした「循環型社会」の実現を図る努力が急務となってきています。

本計画は、できるかぎり廃棄物の排出総量を抑制し、今まで廃棄物となったものについても、分別収集の実施・徹底により有効資源のリサイクル推進を図るとともに、廃棄物の適正な収集、運搬、処分を行うことを目的とします。

①住民

住民は自ら排出する一般廃棄物の排出量の抑制とリサイクルに努め、町の定める一般廃棄物処理計画に基づき行う廃棄物の適正な分別収集、運搬、処分に協力しなければならない。

②事業者

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないことから、創意工夫により廃棄物の排出量の抑制とリサイクル推進に努めなければならない。自ら処分しがたい一般廃棄物については、町長にその旨を届出し、町の定める一般廃棄物処理計画に基づき行う廃棄物の適正な分別収集、運搬、処分に協力しなければならない。

③町

一般廃棄物の収集・運搬・処分については次による。

なお、処理・処分に関し必要な事項について、指導・助言等を行う。また、地域振興区においてリサイクルを推進するために必要な施策を実施する。

○ 可燃ごみの収集・運搬は、業者に委託しこれを行い、処分については、南部町・伯耆町清掃施設管理組合に事務委任しこれを行う。

○ 不燃ごみ、不燃粗大ごみ、資源ごみ、再生用資源ごみの収集・運搬は業者に委託しこれを行い、処分（再生用資源ごみの発泡スチロール及びRPF（プラスチックと紙から得られる燃料）の材料となる軟質プラスチックなど（以下「軟質プラスチック類」という。）は除く。）については、鳥取県西部広域行政管理組合に事務委任しこれを行う。

○ 軟質プラスチック類の収集・運搬・処分については業者へ委託しこれを行う。

○ し尿、農業集落排水汚泥（以下「集排汚泥」という。）（旧会見町区域内に限る。）、浄化槽汚泥の収集・運搬は、許可業者に委託し、処理については、鳥取県西部行

政管理組合に事務委任しこれを行う。

- 下水道汚泥の収集・運搬・処分については業者へ委託しこれを行う。
- 一般廃棄物の処理によって生じた廃棄物の最終処分方法は、それぞれの事務委任先に委任してこれを行う。

④運搬・処理業者

町から委託・許可・事務委任を受けた者は、法に定める基準等を遵守し適正に業務を行わなければならない。

(1) 一般廃棄物の種類及び分別の区分（し尿・集排汚泥・浄化槽汚泥を除く。）

ア. 種類及び分別の区分は、

- ① 可燃ごみ〔(1)可燃ごみ〕
- ② 不燃ごみ〔(2) 不燃ごみ (3) 不燃粗大ごみ〕
- ③ 資源ごみ古紙類〔(4) 新聞 (5) 雑誌 (6) ダンボール (7) 牛乳パック
(8) 小雑紙〕
- ④ 資源ごみビン缶類〔(9) 再利用ビン (10) ビン、缶〕
- ⑤ 資源ごみプラスチック類〔(11) 発泡スチロール・軟質プラスチック
(12) ペットボトル〕
- ⑥ 資源ごみ乾電池〔(13) 乾電池〕
- ⑦ 資源ごみ蛍光管〔(14) 蛍光管〕
- ⑧ 資源ごみ木質類〔(15) 剪定枝〕
- ⑨ 資源ごみ布類〔(16) 衣類・布団〕

以上 9 種類 16 分別とする。

2. 計画処理区域

南部町全域とする。

3. 一般廃棄物の排出の状況

(1) 一般廃棄物の種類別発生量及び処理量の予測

一般廃棄物の令和2年度の発生量の予測については、平成26年度から平成30年度の発生量実績等を基に回帰方程式によりそれぞれ算出する。(比率については $t = kl$ とした。)

廃棄物の種類	平成30年度実績	令和2年度予測量	廃棄物全体に対する比率
可燃ごみ	2,069 t	2,007 t	37.6%
不燃ごみ 計	174 t	166 t	3.1%
不燃ごみ	125 t	113 t	2.1%
不燃粗大ごみ	49 t	53 t	1.0%
資源ごみ 計	496 t	472 t	8.8%
新聞	75 t	65 t	1.2%
雑誌	79 t	72 t	1.3%
ダンボール	34 t	32 t	0.6%
牛乳パック	2 t	2 t	0%
再利用ビン、ビン、缶	83 t	87 t	1.6%
ペットボトル	18 t	19 t	0.4%
発泡スチロール・軟質プラスチック	55 t	54 t	1.0%
集団回収	51 t	46 t	0.9%
紙おしめ	82 t	70 t	1.3%
衣類	17 t	22 t	0.4%
木・木製品	5 t	3 t	0.1%
乾電池・蛍光管	5 t	5 t	0.1%
計	2,749 t	2,650 t	49.6%

(2) し尿・し尿浄化槽汚泥の種類別発生量及び処理量の予測

生活様式の変化、また、合併浄化槽、下水道の普及により、し尿は減少傾向にある。予測が困難であるため、建設課及び白浜浄化場の資料から発生量を予測することとする。

廃棄物の種類	平成 30 年度実績	令和 2 年度予測 量	廃棄物全体に対 する比率
し尿	578kl	500kl	9.4%
集落排水汚泥・浄化槽汚泥	2,220kl	2,186kl	41.0%
計	2,798kl	2,686kl	50.4%

4. 一般廃棄物の処理主体

①一般廃棄物の種類別、処理区分別処理主体

廃棄物の種類	収集・運搬	中間処理	最終処理
可燃ごみ	委託	事務委任	委託
不燃ごみ（粗大ごみを含む。）、資源ごみ（発泡スチロール及び軟質プラスチックを除く。）	委託	事務委任	委託
発泡スチロール・軟質プラスチック・乾電池・蛍光管・木・草・木製品・衣類	委託	委託	委託
集落排水（旧西伯町区域内）	委託	委託	委託
集落排水（旧会見町区域内）	許可業者	事務委任	委託
し尿、浄化槽汚泥	許可業者	事務委任	委託

②収集・運搬の委託業者

	可燃ごみ	不燃ごみ（粗大ごみを含む。）、資源ごみ
委託業者名	西部工業（株）	（株）ミテック
所在地	米子市花園町118番地1	米子市吉谷217番地
委託期間	令和元年7月1日～令和4年6月30日	平成29年7月1日～令和2年6月30日
委託区域	南部町全域	南部町全域

	乾電池・蛍光管		し尿・浄化槽汚泥
委託業者名	三光（株）	許可業者	（有）みつわ衛生社
所在地	境港市昭和町5番地17	所在地	米子市安倍22番地1
委託期間	令和2年4月1日～令和3年3月31日	許可期間	平成2年4月1日～令和4年3月31日
委託区域	南部町全域	許可区域	南部町全域

	集落排水汚泥	
委託業者名	（有）みつわ衛生社	鳥取県広域事業（株）
所在地	米子市安倍22番地1	倉吉市金森町38番地2
委託期間	令和2年4月1日～令和3年3月31日	令和2年4月1日～令和3年3月31日
委託区域	旧会見町区域内	旧西伯町区域内

※ 不燃ごみ、資源ごみ欄には、軟質プラスチック、発泡スチロール、乾電池、蛍光管、木、木製品、衣類は含まない。

5. 一般廃棄物処理計画

(1) 収集運搬計画

①収集運搬する廃棄物の量

区 分		数 量	単位
可燃 ごみ	行政区域内総人口	10,763	人
	計画区域内総人口	10,763	人
	計画収集人口	10,763	人
	自家処理人口	0	人
	計画区域外人口	0	人
	一人一日平均排出量	431.2	g
	計 画 月 収 集 量	131.6	t
	計 画 年 収 集 量	1,574	t

区 分		数 量	単位
不 燃 ・ 資 源 ご み	行政区域内総人口	10,763	人
	計画区域内総人口	10,763	人
	計画収集人口	10,763	人
	自家処理人口	0	人
	計画区域外人口	0	人
	一人一日平均排出量	176.1	g
	計 画 月 収 集 量	53.6	t
	計 画 年 収 集 量	643	t

区 分		数 量	単位
し尿 ・ 集 落 排水 ・ 浄 化 槽 汚 泥	行政区域内総人口	10,763	人
	計画区域内総人口	10,763	人
	計画収集人口	10,763	人
	自家処理人口	0	人
	計画区域外人口	0	人
	一人一日平均排出量	735.9	m l
	計 画 月 収 集 量	223.8	k l
	計 画 年 収 集 量	2,686	k l

②収集区域の範囲

区 分		数 量	単 位
可燃ごみ	計画区域内総面積	114.03	k m ²
	計画処理区域内人口	10,763	人
	計画処理区域内世帯数	3,852	世帯

区 分		数 量	単 位
不燃・資源 ごみなど	計画区域内総面積	114.03	k m ²
	計画処理区域内人口	10,763	人
	計画処理区域内世帯数	3,852	世帯

区 分		数 量	単 位
し尿・集落 排水・浄化 槽汚泥	計画区域内総面積	114.03	k m ²
	計画処理区域内人口	10,763	人
	計画処理区域内世帯数	3,852	世帯

③収集運搬される搬入先の内訳量

区 分	搬 入 先	数 量	単 位
可燃ごみ	南部町・伯耆町清掃施設管理組合 ごみ処理施設（中間処理施設）	2,007	t
不燃・資源ごみ（発泡スチ ロール・軟質プラスチック などを除く。）	鳥取県西部広域行政管理組合 ごみ処理施設（中間処理施設）	443	t
発泡スチロール・軟質プラ スチックなど （資源性廃棄物）	三光（株） （再資源化処理）	54	t
乾電池・蛍光管	(株)ジェイ・リライツ ごみ処理施設(三光)経由（資源化処理）	5	t
し尿・集排汚泥（旧会見町 区域内）・浄化槽汚泥	鳥取県西部広域行政管理組合 し尿処理施設（中間処理施設）	2,686	kl
集落排水(旧西伯町区域内)	南部町ほか2か町村汚泥処理施設（西 伯みのりの郷） （有機肥料生成品化）	172	t
紙おむつ（事業系）	伯耆町清掃センター	70	t
衣類	三光（株）（資源化処理）	22	t
木・木製品	(株)ティー・エム・エス	3	t

④ 収集回数

可燃ごみ	平均収集回数	2回/週
	指定収集日	別紙のとおり
不燃・資源ごみ (粗大ごみを含む。)	平均収集回数	旧会見町区域内 2回/月 旧西伯町区域内 1回/月
	指定収集日	別紙のとおり
資源ごみの内、発泡スチロール・軟質プラスチック	平均収集回数	2回/月
	指定収集日	別紙のとおり
資源ごみの内、布類	平均収集回数	1回/2月
	指定収集日	別紙のとおり
不燃ごみの内、有害ごみ (乾電池・蛍光管)	平均収集回数	1回/3月
	指定収集日	別紙のとおり

⑤ 収集の方法

可燃ごみ	収集方式		ステーション方式			
	容器		指定袋			
	ごみ運搬 収集資材	種類	パッカー車	/		
		台数	2台			
		積載量	2t、3t			
所有者		西部工業(株)				
不燃・資源ごみ	収集方式		ステーション方式			
	容器		/			
	ごみ運搬 収集資材	種類	ダンプ車ほか			
		台数	7台			
		積載量	2tほか			
所有者		(株)ミテック				
不燃ごみのうち発泡スチロール・軟質プラスチック・布類・乾電池・蛍光管	収集方式		ステーション方式			
	容器		/			
	ごみ運搬 収集資材	種類	ダンプ車ほか	ダンプ車		
		台数	6台	2台		
		積載量	2tほか	2t		
所有者		(株)ミテック	三光(株)			

し尿・集排・浄化槽汚泥廃棄物	収集方式		集排処理場・各戸	
	容器			
	ごみ運搬 収集資材	種類	移動脱水車	バキュームカー
		台数	2台	5台
積載量		2 t	1.8kl、3.3kl、3.4kl、3.5kl	
	所有者	鳥取県広域事業（株）	（有）みつわ衛生社	

(2) 収集しない廃棄物

- ・家電4品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機及び衣類乾燥機）
- ・オートバイ
- ・建設資材、廃材（木屑、かんな屑、土砂、コンクリート片、瓦、ブロック等）
- ・農機具、農業用ビニール類（ビニールシート、アゼシート、多量の肥料袋等）
- ・油類、ペンキ類、同類の残っている容器
- ・毒物、農薬、劇物、同物の残っている容器
- ・蓄電池、バッテリー
- ・医療廃棄物（血液等が付着した注射針、メス、脱脂綿、ガーゼなど感染症を生ずる恐れのある廃棄物）
- ・ドラム缶
- ・自動車タイヤ
- ・ガスボンベ
- ・消火器
- ・犬、猫等の死骸
- ・上記のほか収集、処理に著しい支障を及ぼすもの

(3) 中間処理計画

中間処理については、次のとおり事務委任又は委託し、これを中間処理する。

可燃ごみ	名称	南部町・伯耆町清掃施設管理組合(クリーンセンター)
	所在	鳥取県西伯郡南部町法勝寺 22 番地 1
	期間	令和 2 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日
	備考	南部町・伯耆町（旧岸本町分）の共同処理

不燃（粗大ごみを含む。）・資源ごみ（発泡スチロール及び軟質プラスチックを除く。）	名称	鳥取県西部広域行政管理組合（リサイクルプラザ）
	所在	鳥取県西伯郡伯耆町口別所 630 番地
	期間	令和 2 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日
	備考	一部事務組合組織により共同処理する。

資源ごみ(発泡スチロール、軟質プラスチック及び布団・衣類等)	名 称	三光 (株)
	所 在	鳥取県境港市昭和町 5 番地 17
	期 間	令和 2 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日
	備 考	委託処理により資源化。

木質類 (草刈)	名 称	(有) 山陰エコシステム
	所 在	鳥取県境港市中海干拓地 456 番地
	期 間	令和 2 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日
	備 考	委託処理により資源化。
	名 称	環境緑地 (株)
	所 在	鳥取県境港市西工業団地 67 番地 2
	期 間	令和 2 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日
	備 考	委託処理により資源化。

有害ごみ(乾電池、蛍光管)	名 称	(株) ジェイ・リライツ
	所 在	福岡県北九州市若松区響町一丁目 62 番地の 17
	期 間	令和 2 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日
	備 考	委託処理により資源化。

し尿・集排汚泥(旧会見町区域内)・浄化槽汚泥	名 称	鳥取県西部広域行政管理組合 (米子浄化場)
	所 在	鳥取県米子市安倍 213 番地
	期 間	令和 2 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日
	備 考	一部事務組合組織により共同処理する。

公共下水道汚泥、集落排水汚泥 (旧西伯町区域内)	名 称	三光 (株)
	所 在	鳥取県境港市昭和町 5 番地 17
	期 間	令和 2 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日
	備 考	委託処理により資源化。

①中間処理施設の概要

可燃ごみ	施設名	南部町・伯耆町清掃施設管理組合(クリーンセンター)	
	所在地	鳥取県西伯郡南部町法勝寺 22 番地 1	
	型式	機械化バッチ方式	
	公称能力	24 t / 16 h (2 炉)	
資源ごみ (木・木製品)	施設名	(株) ティー・エム・エス	
	所在地	鳥取県西伯郡南部町福成 3023 番地	
	型式	パワーチップパーFPC1600 (自走式) FPC1700 パワーチップ	
	公称能力	180 t / 日 200 t / 日	
不燃ごみ 資源ごみ	不燃ごみ 処理施設	施設名	鳥取県西部広域行政管理組合(リサイクルプラザ)
		所在地	鳥取県西伯郡伯耆町口別所 630 番地
		型式	ピット&クレーン方式 縦型回転式破砕機
		公称能力	50 t / 日 (5h)
	資源ごみ 処理施設	施設名	(株) ジェイ・リライツ
		所在地	福岡県北九州市若松区響町一丁目 62 番地の 17
		型式	破砕、磁選別、振動篩い選別、洗浄乾燥
		公称能力	乾電池 5.6t / 日 (8h)、蛍光管 18.3 t / 日 (12h)
		施設名	鳥取県西部広域行政管理組合 (リサイクルプラザ)
		所在地	鳥取県西伯郡伯耆町口別所 630 番地
		型式	ピット&クレーン方式 手選別、磁選別機、アルミ選別機
		公称能力	18t / 日 (5h)
	し尿・集排汚泥 (旧 会見町区域内)・浄化 槽汚泥	施設名	鳥取県西部広域行政管理組合 (米子浄化場)
		所在地	鳥取県米子市安倍 213 番地
型式		高負荷脱窒素処理方式+高度処理	
公称能力		145 k l / 日 (し尿 110k l / 日・浄化槽汚泥 35 k l / 日)	
集落排水 (旧西伯町 区域内) 汚泥	施設名	三光 (株) ウエストバイオマス工場	
	所在地	鳥取県境港市潮見町 2 番地 2	

	型 式	乾燥・炭化
	公称能力	乾燥 127.3 m ³ /日

②処理される廃棄物の搬入者別の内訳

可燃ごみ	計画収集分	事務委任	1,574t
	直接搬入分	個 人	433t
	計		2,007t
不燃ごみ・資源ごみ	計画収集分	事務委任	643t
	直接搬入分	個 人	0t
	計		643t
し尿・集落排水・浄化槽汚泥	計画収集分	事務委任	2,686kl
	直接搬入分	個 人	0kl
	計		2,686kl

③施設の運転管理計画

可 燃 ご み……………南部町・伯耆町清掃施設管理組合において計画し、実施する。

不 燃 ご み……………鳥取県西部広域行政管理組合 リサイクルプラザにおいて計画し、
資 源 ご み 実施する。(発泡スチロール及び軟質プラスチックを除く。)
民間委託により実施する(発泡スチロール、軟質プラスチック、
衣類等、蛍光管、乾電池)

し尿、集落排水(旧会見町区域内)汚泥・浄化槽汚泥
……………鳥取県西部広域行政管理組合 米子浄化場において計画し、実施する。

公共下水・集落排水(旧西伯町区域内)汚泥
……………南部町ほか2か町村汚泥処理施設において計画し、実施する。

6. 廃棄物の減量化及びリサイクル計画

(1) ごみ減量化の基本方針

① 循環型社会実現への取り組み

住民、事業者、行政が一体となり、地球環境の保全、資源保護の観点から、リサイクル等資源の循環を基調とした「循環型社会」の確立を目指します。

② ごみの排出抑制への取り組み

ごみの排出抑制には、従来の「出てきたごみをいかに処理するか」という考え方から「発生段階でいかにごみを出さないようにするか」という考え方への転換が必要であり、この観点に立ち、最優先に排出抑制に取り組みます。

③ リサイクルの推進

分別の徹底や資源回収システムの改善等により、リサイクルの推進に努めます。

④ 適正処理の推進

リサイクルが困難な廃棄物については、環境負荷の軽減や経済性を考慮し、適正な処理を行います。

(2) 排出抑制・再利用・再生利用計画

① 住民・事務所への啓発

排出抑制を推進するためには、住民・事務所の協力なくしてはなし得ません。地元へ進出するなど、広報等により住民・事業所の排出抑制への理解を深めます。

② 環境教育の充実

排出抑制を推進するためには、住民・事業所への啓発とともに環境教育を充実させることも重要です。

公民館や小中学校で必要があれば職員が出前講座を行い、イベントの実施、講師の紹介等、環境教育の重要性を呼びかけます。

③ 生ごみ対策

家庭での生ごみ処理は、最も排出抑制効果が高いと推測されることから、生ごみ対策として、家庭用電動生ごみ処理機の無償貸出を行い、処理機の性能を体験してもらうことにより生ごみの自家処理を推進します。また、生ゴミ処理機購入補助金交付要綱に基づき、電動生ごみ処理機やコンポストの購入者を支援し、生ごみの減量化及びリサイクルの推進の観点から生ごみの堆肥化等の推進を図ります。

④ 小売店における対策

家庭でのプラスチック類は、主に日常生活における消費活動から排出されます。

住民がこのようなプラスチック製品の排出抑制を行えるよう、住民や小売店に対し、次のような要請を行っていきます。

ア. 買い物袋持参（マイバッグ）運動の推進

レジ袋の排出を抑制するため、住民に対して買い物袋持参の呼びかけとともに、小売店に対して買い物袋持参に対する優遇制度の創設等について要請していきます。

イ. トレイの店頭回収の推進

トレイについては、製造業者の自主回収が行われていることから、小売店に対して店頭回収を実施するよう要請します。

ウ. 包装容器の削減

販売店に対して、「裸売りの推進」、「詰め替え製品の消費拡大」、「リターナブルびん製品の陳列」等について要請します。

⑤ 事業所における紙ごみ対策

紙ごみを多量に排出する事業所については、独自で回収業者と契約し、資源化が行えるよう、情報の提供を行うとともに、古紙回収の推進について要請します。

⑥ 事業所における紙おむつ対策

事業所から排出される紙おむつは、伯耆町清掃センターに直接搬入とし、ペレット化の促進を行います。

⑦ 分別収集の徹底

ア. 集団回収活動の維持

集団回収活動による古紙類等の資源回収量は、資源ごみの分別収集システムの普及に伴い減少傾向にありますが、集団回収活動については、資源回収という意味だけではなく、環境教育に資する活動としての意味もあることから、南部町リサイクル事業実施奨励金交付要綱に基づき、自治会、PTA、子ども会等が団体でリサイクルする事業を支援することにより、一般廃棄物の減量化、再資源化を図るとともに、町民の資源の再利用に対する意識を高めます。

イ. 資源ごみ分別の徹底

缶類、ペットボトル、古紙類等資源ごみ及び再生用資源ごみの現在の分別をさらに徹底し、一人一日当りの回収量を増加させることを目標とします。

ウ. 軟質プラスチック類の分別

軟質プラスチック類の分別回収と共に庭木・衣類・布団などの回収を推進し、固形燃料の原材料としての再利用を行います。

エ. 布類の拠点回収

衣類等の資源化については、5月に、法勝寺・天萬庁舎にて拠点回収を行います。回収した布類等については、固形燃料への再生利用を行います。

オ. 家庭から排出される木・木製品の資源化処理

木(剪定枝、枝葉)・木製品を(株)ティー・エム・エス リサイクルセンターにおいて木質チップへの再利用を行います。

7. 一般廃棄物収集処理業務実施計画

令和2年度における南部町の一般廃棄物収集処理計画は、次のとおりとする。

収集区分は、下記のとおりとする。

収集区分	収 集 地 区 名
A地区	旧西伯町区域内（東西町、境）
B地区	旧会見町区域内、東西町、境

収集種別及び収集種別ごとの収集指定日は、その年度ごとに収集予定表を示してこれを行う。（ただし、し尿及び浄化槽汚泥を除く。）

可燃ごみ	収 集 指 定 日
A地区	毎週 火 金 曜日（ただし、別を示す収集しない日を除く。）
B地区	毎週 月 木 曜日（ただし、別を示す収集しない日を除く。）
収集方法	各集落・施設等に定められた場所（ステーション）に定められた方法により排出された廃棄物を町（委託業者）が、巡回収集し、中間処理場に運搬する。

不燃ごみ （資源ごみ・ 不燃粗大ごみ を含む。）	収 集 指 定 日
A地区	あらかじめ示した収集予定表により収集する。
B地区	あらかじめ示した収集予定表により収集する。
収集方法	各集落・施設等に定められた場所（ステーション）に定められた方法により排出された廃棄物を町（委託業者）が、巡回収集し、中間処理場に運搬する。

一般廃棄物を収集しない日

○ 毎週

可燃ごみ 土日

不燃・資源ごみ 土日、祝祭日

○ 年末・年始

可燃ごみ 12月30日から1月3日まで

不燃・資源ごみ 12月29日から1月3日まで

8. 生活排水処理実施計画

本町では、現在、公共下水道事業、農業集落排水事業、合併浄化槽事業の排水処理事業が、それぞれ実施されており、平成30年度末の接続（使用開始）人口、水洗化率及び処理区域内人口は、下表となっている。

事業別の区分	処理区域内人口(人)	接続人口(人)	水洗化率(%)
公共下水道事業	3,224	3,016	93.5
農業集落排水事業	4,988	4,522	91.1
合併浄化槽事業	2,640	1,892	71.7
計	10,852	9,450	87.1